

令和3年度 第18回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和3年11月30日(火) 午前10時20分から11時10分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

- 1 人事委員 委員長 小松 哲也
委員 中本 久美子
委員 上田 博久
- 2 事務局職員 事務局長 川本 晴彦 次長兼任用課長 前田 俊和
給与課長 川口 豊長 主 幹 尾田 聡子
係長 米田 康孝 係 長 足立 陽子
係長 山口 玲夏

※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室(執務室)から呼び出す形で対応

- 3 傍聴者 なし

四 議 題

- 議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について
議案第2号 人事委員会規則等の一部改正について(期末勤勉手当関係)
議案第3号 人事委員会規則等の一部改正について(職の設置関係)
報告第1号 鳥取県職員採用試験(令和4年4月採用予定 高校卒業程度(警察行政))の採用候補者の決定について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号から第3号は公開、報告第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 条例の設定理由

人事委員会の職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告に鑑み、一般職の職員の給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合等の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正(人事委員会勧告どおりの改定)

ア 給料表を国の俸給表に準じたものとし、若年層職員の給与水準を引き上げるとともに、中高年齢層職員の給与水準を引き下げる。

イ 令和3年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおり引き下げる。

(※期末手当△0.03月、勤勉手当△0.02月、合計△0.05月)

区分	期末手当		勤勉手当		計
	R3. 6 月	R3. 12 月	R3. 6 月	R3. 12 月	
改正案	1. 215 月	1. 185 月	0. 785 月	0. 765 月	年 3. 95 月
現 行	1. 215 月	1. 215 月	0. 785 月	0. 785 月	年 4. 00 月

※一般職の場合

ウ 令和4年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおり引き下げる。

(※期末手当は6月期、12月期をそれぞれ0.015月、勤勉手当は6月期、12月期をそれぞれ0.010月引き下げる。合計△0.05月)

区分	期末手当		勤勉手当		計
	R4. 6 月	R4. 12 月	R4. 6 月	R4. 12 月	
改正案	1. 2 月	1. 2 月	0. 775 月	0. 775 月	年 3. 95 月
現 行	1. 215 月	1. 215 月	0. 785 月	0. 785 月	年 4. 00 月

※一般職の場合

(2) (1)の改定に準じ、次の条例について所要の改正を行う。(人事委員会勧告どおりの改定)

- ア 任期付研究員の採用等に関する条例
- イ 任期付職員の採用等に関する条例

(3) 施行期日等

- ア (1)イは公布日から施行する。
- イ (1)ア及びウは令和4年4月1日から施行する。

3 条例案に対する当委員会の判断 (案)

令和3年11月30日付けで鳥取県議会議長から意見を求められた条例案については、本委員会勧告に沿うものであり、異議はない。

◇議案第2号

人事委員会規則等の一部改正(期末勤勉手当関係)について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

1 改正する規則等の名称

(1) 規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)

(2) 定め

期末手当及び勤勉手当の運用について(昭和41年2月1日発鳥人委第12号)

2 概要

(1) 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則

人事委員会勧告による勤勉手当の支給月数の引下げ(△0.02月分 年間1.57月分→1.55月分)及び、国において評語下位等(「良好でない」)の成績率について見直しが行われたことを踏まえ、勤勉手当の成績率を改正する。

(2) 期末手当及び勤勉手当の運用について

人事委員会勧告による勤勉手当の支給月数の引下げ及び、国において幹部職員が懲戒処分を受けた場合の減額幅を一般職員より厳しくするなど、懲戒処分者の成績率について見直しが行われたことを踏まえ、勤勉手当の成績率を改正する。

根拠	成績区分	成績率の範囲の改定方針	備考	《参考》一般職員の場合		
				現行	R3年12月期	R4年度～
規則	特に優秀	・上限は勤勉手当の支給月数の2倍とする。 ・下限は「良好（標準）」の成績率に対する差が現行と同程度となるように設定する。	変更なし（国準拠）	1.57 以下 0.93 以上	<u>1.53</u> 以下 <u>0.91</u> 以上	<u>1.55</u> 以下 <u>0.92</u> 以上
	優秀	・「良好（標準）」の成績率に対する差が現行と同程度となるように設定する。	変更なし（国準拠）	0.93 未満 0.855 以上	<u>0.91</u> 未満 <u>0.835</u> 以上	<u>0.92</u> 未満 <u>0.845</u> 以上
	良好（標準）	・勤勉手当の支給月数と同様に引き下げる。	変更なし 配分原資を据置（国と同じ）	0.77	<u>0.75</u>	<u>0.76</u>
	良好でない	・国の「良好でない」と「良好（標準）」の比率を基に成績率を設定する。 ・国に合わせて、「未満」→「以下」に変更。	変更あり（国準拠）	0.77 未満	<u>0.68</u> 以下	<u>0.69</u> 以下
通知	戒告	「良好（標準）」に対する現行の比率を概ね維持するよう引き下げ、成績率の上限値が等間隔となるように調整。 ※役職段階が高くなるほど厳しい措置となることを基本とする。	変更あり（国準拠）	0.545 以下	<u>0.53</u> 以下	<u>0.54</u> 以下
	減給			0.435 以下	<u>0.42</u> 以下	<u>0.43</u> 以下
	停職			0.325 以下	<u>0.31</u> 以下	<u>0.32</u> 以下

※1 成績率（百分率）は0.5単位で調整する。

※2 再任用職員の懲戒処分者については定年前職員との均衡を考慮して設定する。国は定年前職員の半分の値になるよう設定しているため同様の取り扱いとした。

3 施行日

- ・職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和3鳥取県条例第42号）第1条の規定の施行の日（令和3年12月期分）
- ・令和4年4月1日（令和4年度以降分）

【質疑等】

委員：本議案のような規則改正は、何年ぶりに行われるものか。

一般職員が懲戒処分を受けた場合の減額幅が幹部職員より厳しいという状況がどのくらい続いていたのか気になったもの。

事務局：本規則自体は勤勉手当の成績率改定の都度改正しているが、今回のような勤務成績評価、懲戒処分に伴う見直しは初めてである。

国が令和2年12月期から同様の改正を行ったことを受け本県でも課題意識を持ったもの。

幹部職員が懲戒処分を受けるような事例は通常はなく、実施にはあまり影響はなかったというのが正直なところである。

◇議案第3号

人事委員会規則等の一部改正（職の設置関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正する規則等の名称

- ① 給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）
- ② 給料表の適用範囲に関する規則の「人事委員会が定めるもの」について（平成19年3月30日付第200600201226号鳥取県人事委員会委員長通知）
- ③ 職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）

2 概要

令和3年12月1日付人事異動により、中部療育園に医療職給料表(2)を適用する職員(職名:次長、課長補佐級)が配置されることに伴い、知事部局からの改正依頼を踏まえ、関係規則等について所要の改正を行う。

① 給料表の適用範囲に関する規則

- ・医療職給料表(2)を適用する職員の範囲について、「中部療育園の次長(人事委員会が定めるものに限る。)」を加える。

② 給料表の適用範囲に関する規則の「人事委員会が定めるもの」について

- ・①の「人事委員会が定めるもの」について、「採用時の職が、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士である職員(特定職員にあっては、人事委員会が承認した職員)」と定める。

※特定職員…人事交流により国家公務員から新たに職員となった者等で、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第7条の適用を受けた職員

③ 職員の職務の級の分類に関する規則

- ・医療職給料表(2)を適用する中部療育園の次長の職務の級は5級とし、知事の事務部局の職に加える。

3 施行日

令和3年12月1日

◇報告第1号

鳥取県職員採用試験(令和4年4月採用予定 高校卒業程度(警察行政))の採用候補者の決定について、事務局が説明した。

六 次回人事委員会の開催

令和3年12月14日(火) 午前9時40分から開催することとした。